

## 函館市開発審査会の議を経るもの取扱要領

### 第1 開発行為または建築行為の許可申請

法第34条第14号または都市計画法施行令（昭和44年政令158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホに係る開発行為または建築行為（以下「開発行為等」という。）の許可を受けようとする者は、法第30条または都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第34条の規定による許可申請書を作成して行う。

#### 1 書類の提出部数

開発行為等の許可申請書の提出部数は、函館市都市計画法施行細則（平成12年函館市規則第79号）第28条の規定により行う。

#### 2 開発審査会への付議

市長は、開発行為等の許可申請書の内容が、法第34条第14号または令第36条第1項第3号ホおよび開発行為等の許可基準に適合していると認めた場合は、開発審査会へ付議するものとする。

### 第2 開発審査会付議用図書の提出

開発行為等の許可申請について開発審査会に付議することとなつた場合には、あらかじめ市長が指定する日までに開発審査会委員等の説明用として、次に掲げる図書を各12部提出するものとする。

#### 1 法第34条第14号に係るもの

##### (1) 位置図

許可申請書の「開発区域位置図」をA3版以内に納めたもの

##### (2) 現況図

許可申請書の「現況図」をA3版以内に納めたもの

##### (3) 土地利用計画図

許可申請書の「土地利用計画図」、「造成計画平面図」および「排水計画平面図」をA3版内で1枚に納めたもの

##### (4) 建築物および特定工作物（以下「建築物等」という。）の平面図

「建築物等の各階平面図」をA3版以内に納めたもの

##### (5) 建築物等の立面図

「建築物等の立面図」をA3版以内に納めたもの

##### (6) 審査会説明図

###### ア 位置図

「都市計画総括図」に下記の内容が記載されているもの

方位、開発区域、市街化区域、用途地域の境界、

道路河川等の公共施設、接続道路および流末水路、

その他目標となる建物または土地

イ 土地利用計画図

許可申請書の「土地利用計画図」と同一のもの

2 令第36条第1項第3号ホに係るもの

(1) 付近見取図

許可申請書の「付近見取図」をA3版以内に納めたもの

(2) 敷地現況図

許可申請書の「敷地現況図」をA3版以内に納めたもの

(3) 建築物等の平面図

「建築物等の各階平面図」をA3版以内に納めたもの

(4) 建築物等の立面図

「建築物等の立面図」をA3版以内に納めたもの

(5) 審査会説明図

ア 位置図

「都市計画総括図」に下記の内容が記載されているもの

方位, 開発区域, 市街化区域, 用途地域の境界,

道路河川等の公共施設, 接続道路および流末水路,

その他目標となる建物または土地

イ 土地利用計画図

許可申請書の「土地利用計画図」と同一のもの